

## 議案第 30 号

教育長が臨時に代理して処置した事項の承認について

産業医の委嘱について、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 22 年上尾市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理して処置したので、その承認を求める。

平成 23 年 4 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

## 提案理由

市立上尾中学校及び市立大石中学校に勤務する教職員が、それぞれ 50 人以上となり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条第 1 項の規定により産業医を選任する必要が生じたが、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、平成 23 年 4 月 15 日に臨時に代理して処置したので、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

## 臨時代理書

下記の事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、臨時に代理する。

平成23年4月15日

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

## 記

- 1 件名 産業医の委嘱について
- 2 委嘱の内容

任期：平成24年3月31日まで

氏名	住所等	勤務校	備考
あだち たかこ 足立 喬子	あだち内科神経内科クリニック	市立上尾中学校	再任
むらた ひろあき 村田 宏明	村田内科胃腸科医院	市立大石中学校	再任